

令和2年第1回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和2年 3月19日 午後 2：00

○閉 会 午後 4：11

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮二	2番 戸田 俊樹	3番 菅原 理恵子
4番 瓜生 望	6番 佐藤 敏雄	7番 鑑 仁志
8番 中川 光博	9番 澤井 昭二郎	10番 佐藤 義久
11番 伊藤 正吉	12番 藤原 典男	13番 堀井 克見
14番 菅原 秀雄	15番 小林 悟	16番 大谷 貞廣
17番 児玉 春雄	18番 西村 武	

○欠席議員（1名）

5番 鈴木 斌次郎

○説明のための出席者

市 長 藤原 一成	副 市 長 栗山 隆昌
教 育 長 工藤 素子	総 務 部 長 菅原 靖仁
市民生活部長 菅原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲山 和法
産業建設部長 櫻庭 春樹	上下水道局長 渋谷 一春
教 育 部 長 鑑 孝子	農業委員会事務局長 児玉 正生
総 務 課 長 米谷 裕二	企画政策課長 千葉 秀樹
財 政 課 長 伊藤 貢	学校教育課長 山田 敬輔

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門間 正博 議会事務局次長 児玉 亮悦

令和2年第1回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和2年 3月19日（4日目）午後2時00分開会

会議並びに議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 潟上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 潟上市工場等設置奨励条例（案）について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 令和元年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について |

- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 令和元年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 令和元年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 令和元年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(案) について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和 2 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 令和 2 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 令和 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 令和 2 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 2 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 2 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 2 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 2 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 2 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 2 年度潟上市下水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 2 9 陳情第 1 号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情
- 日程第 3 0 陳情第 2 号 公立学校に「1 年単位の変形労働時間制」を導入する条例
制定に反対する陳情
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 令和元年度潟上市一般会計補正予算 (第 9 号) (案) に
ついて
- 日程第 3 2 選挙第 1 号 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙について

午後 2時00分 開会

○議長（西村 武） 皆さん、こんにちは。傍聴者の皆様、傍聴大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名です。

なお、5番鈴木斌次郎議員から欠席の届け出がありますので、これをご報告致します。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を聞きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、本日19日付けで、議案第29号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について及び選挙第1号、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙についてが追加提出されております。議会運営委員会において当局より提案理由の説明を受けた結果、陳情第2号までの採決後に、日程第31及び日程第32として本日の本会議で取り扱うこととしましたのでご報告を致します。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、本定例会に追加提案致しました議案について申し上げます。

令和元年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）につきましては、学校施設の情報通信ネットワーク環境を高速大容量通信に対応するための設計委託及び整備工事を実施するものです。これは、文部科学省所管のGIGAスクール構想の実現に係る令和元年度の国の補正予算の内示を受けて、今回追加提案するものでございます。

詳細につきましては後ほどご説明致しますので、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【日程第1、議案第1号 潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第30、陳情第2号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第1号、潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第30、陳情第2号、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情までを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、単行案及び陳情については、議案ごとに質疑、

討論、採決まで行います。令和元年度各会計補正予算（案）及び令和2年度各会計予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。12番藤原総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（藤原典男） 総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 令和2年3月9日

2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤敏雄、堀井克見、小林 悟、菅原秀雄、藤原典男

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

4. 書記は、選挙管理委員会 事務局 菅原職員です。

5. 審査の経過と結果について報告致します。

議案第1号、潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号、潟上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員がその任用実態に即した方法によりサービスの宣誓を行うことができるよう所要の規定を設けるため、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、今後すべての会計年度任用職員から宣誓してもらうこととなるのかとの質問があり、当局からは、宣誓は必要となるが、簡素化し書面で行うこととするとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の報酬の額を改めるため、

条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、報酬の増額理由について質問があり、当局からは、監査委員の職責が増大していること、また、県内他市と比較して報酬額が低いことから、類似団体と同程度に引き上げるものであるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、勤労青少年福祉法の一部改正により勤労青少年ホームに関する規定が廃止されたことに伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、施設使用料について質問があり、当局からは、これまでと同様に、市内在住の方は減免規定により無料で使用することができるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、昭和西部児童館を廃止することに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、アスベスト調査の必要性について質問があり、当局からは、法律により解体前に行う必要があるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情。

本陳情は、教職員の勤務の実態を把握できていないこと、変形労働時間制を導入することによって労働条件が緩和されるか判断しかねることから、挙手多数で継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第1号、潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、潟上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可

決されました。

次に、議案第4号、潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番大谷産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長(大谷貞廣) 令和2年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和2年3月9日

2. 出席委員 鈴木壮二、瓜生 望、鈴木斌次郎、西村 武、鏡 仁志、大谷貞廣

3. 説明当局 産業建設部長、上下水道局長、農業委員会事務局長、各関係課長

4. 書 記 上下水道局 上下水道課 三浦元樹さん。

5. 審査の経過と結果

議案第6号、潟上市工場等設置奨励条例(案)について。

本条例は、市内に工場等を新設し、又は増設する者に対する奨励措置の対象、内容等を総合的に見直すため、条例の全部を改正するものです。

委員からは、対象条件や誘致条件を改正するにあたり、今後進出企業が減少するリスクはないのかという質問があり、当局からは、本市は高速道路などの交通網などの立地条件に恵まれており、また、高等学校、大学なども市内及び近郊にあり求人にも有利なことから会社にとっては有利な点が多く、その点をアピールして企業誘致に努めてまいりますとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)について。

本条例は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、市が管理する道路の占用料の額を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、固定資産税評価額の評価替えの都度、道路占用料の見直しをするのかという質問があり、当局からは、国で占用料の額については、固定資産税評価額及び地価

に対する賃料の水準の変動等を反映した適正なものとするため適宜見直しを行うことになっており、国に合わせて市も同様に見直しをしているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、不正入居により住宅の明渡し請求を受けた者から徴収する利息の算定に係る利率を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、浄水場を新たに整備することに伴い、給水人口及び1日最大給水量の規定を見直す等のため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、市道路線の認定及び変更について。

本案は、市道の路線を認定し、及び変更するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

認定する路線は8路線で、主なものは宅地開発による道路の帰属によるものです。

変更する路線は12路線で、県道の拡幅や市道の改良等により、市道認定路線の延長及び面積が変更となるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号、最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情。

本陳情は、「最低賃金の大幅引上げ」、「生計費原則に基づいた『全国一律最低賃金制度』の実現」、「中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料と人件費が価格に適正に反映される仕組みの整備」について意見書の提出を要望するものです。

委員からは、最低賃金の引き上げは企業サイドからすれば不利益が生じるのではないかという意見もあり、全会一致により不採択とすべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時22分 再開

○議長（西村 武） それでは、再開します。

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第6号、潟上市工場等設置奨励条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克己議員。

○13番（堀井克見） 大谷委員長、ご苦労様です。

議案第6号の工場等設置条例のことなんですけれども、これは先般の全員協議会にも私申し上げました。若干それもね、こうだぶるところもありますが、今委員長から所管の委員会として審査された内容が報告ありましたので、改めて、お尋ねといたしましょうか、当局の今までの、それから現在の、これからの姿勢も込めてですね、も含めて、そこらを審査された範囲の中でお知らせしていただければありがたいかなど。なぜかといいますと、これはやはり我が市にとっても非常に財政も厳しい中で、工場誘致というのはやはり大変命綱といたしましょうか、大事な政策の柱でありますので、その点も踏まえながらお尋ねします。

今回この委員長の報告の中で、条例の全部を改正するという報告がございます。で、私の経験則だと、条例の全部を改正して、そして新たに条例をつくると。考え方によっては、全部改正するんであれば、現下の状況に合わないとなれば一度廃止をして、廃止をして新しい条例をつくるというふうな手法というものがやはり考えられなかったのかなど。そういうふうな点についての委員会としての質疑されたのかどうか、まずこれ1点です。

それから、下段になりますけれども、委員からいろいろ質問あったやに書いてますが、今回改正するその理由といたしますのは、リスクないかという質問があったと書いてます。それに対して当局からは、本市は高速道路などの交通網などの立地条件に恵まれ、また、高等学校、大学など市内近郊等に求人の有利なことから会社にとって有利な点が多く、その点をアピールして企業誘致に努めたいと。で、まあざっくりいけば、この条例というのは1億円の奨励金をあげるものを3,000万円に下方修正すると、これがみそであります。で、この条例ができたのは、旧条例ですよ、できたのは4年ぐらい前かな。で、4年間というスパンというのは短いのか長いのか。まあ何社が来たという全協のときも報告あったんですが、やはり行政の一貫性とか継続性からいくと、所期の目的何だった

のかということをもう一度原点にやはり立ち返った上で、慎重の上で慎重にやったと思うんですが、いかがなものかなということをおはいます。それは、まあご案内のとおり、この企業誘致というのは雇用の確保、あるいはまた産業の振興、地域経済の活性化等々、挙げればきりが無いほど、この市、基礎的自治体、潟上市の命運にかかわる問題をはらんでる、抱えてる。この点からいくと、4年前はどういう事情があつて、今こういう有利な事情があると。その事情の変化というのは実際あつたのかなのか。私はほぼ変わってないと思うんですよね。だとすれば、この答弁としてあるアピールするために学校があるとか交通網が云々というのは、どうもやはりしっくりとこない。四、五年前の情勢とまさに整合性がとれてないかなということなので、もう少し本当の理由があるんじゃないかなということをおはいます。それからいくと、やはり学校があつて交通網云々というのは、やはりいわゆる私から見れば漠然として総花的な理由というか、ちょっとやはり解せないなという印象を拭えません。ですからその点、委員会としてはどのような話がされたのか。

3点目は、午前中の質疑の中にもありましたが、東京事務所に行つた。私聞くとところによれば、職員300人皆優秀ですが、かなり優秀な方が潟上のミッションを受けて東京に行つてると、事務所におね。そして、主たる目的は企業誘致、あるいはまた潟上の観光であつたり、地産物を売り込む。そして潟上の全体的な活性化につなげていくと、こういうミッションをもって彼は、夢多き若者が頑張つてきたと。ところが、それは本人の事情があつたでしょうが、このように退職されたということの絡みの中で、私はやはりそういう状況の中で万やむを得ないものがあるとするならば、それに代わる方をやはりミッションとして送る。そしてやはり継続的にやっていくのが私は行政のあるべき普通の姿だと思うんですよね。で、まあ我々の先人が言つてるとおり、今回立ち止まると、廃止する、立ち止まるというふうなことの午前中の話ですけれども、やはり合併以来10年も5年も続いてる、やはり東京に行つての働きがここで一回途絶える。県との電話連絡できる程度の話じゃないと思うんですよね。それからいくと、どうもやはりこれはちょっと腰砕けになつちやつたのかなと。昔から言うとおおり、やはり継続は力なりですからね。東京に行つたつて、そう簡単にわかるわけじゃないです。やはり継続した中で潟上市がアピールし、そして企業誘致につながるという、私は決定的な要素があると思うんですよね。それらから見ますと、どうも今回の委員会質疑に対する答えは、私から見ればね少々納得いかないというか、かなり納得いかないというか、その点について所

管の委員会でどのような質疑され、答弁をされたのか。深掘り、それからウイングの範囲をですね、まあできる限りでいいです。もしなければいいですから、この3点についてお答え求めます。

○議長（西村 武） 16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 今堀井議員から縷々かなり深い意義のある質問をされたんですけれども、まず条例を改正する理由ということからひとつお願いしたいと思います。

提案理由なんですけれども、市内に工場等を新設又は増設するものに対する奨励措置の対象として、内容等を総合的に見直すため、潟上市工場等設置奨励条例の全部を改正するものであります。近年の多種多様化する企業活動の対応や、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、地元企業とともに本市の持続的発展を目指すために今が転換期であると捉えて奨励事業を総合的に見直したものであります。改正前の条例は条文の構成が複雑なために、条例の想定内容と異なる捉え方をする事業者もありました。今回の見直しの機会にわかりやすい内容に全部改正するものであります。

第1条なんですけれども、目的であります。市内に工場等を新設し、又は増設する者に対し奨励措置を講ずるものにし、より市産業の振興、雇用機会の拡大と地域経済の発展に寄与する目的としております。

2条、これは用語の定義でございますけれども、工場等の業種を製造業、情報通信業及び市長が特に必要と認める業種と拡充を図っております。

3条なんですけれども、奨励施設の対象となる工場等についての規定であります。対象工場は、新設の場合が投下固定資本5,000万円以上、かつ新規常勤雇用10人以上でございます。改正前の条例では新規常勤雇用者を5名以上としていたものを、10人以上に引き上げております。条例の第1条にあります本条例の目的が市産業の振興、雇用の機会の拡大等及び地域経済の発展に寄与することにあるならば、対象工場等にある程度の規模は必要であるべきとの考えから見直しを図ったものでございます。2条で説明しましたとおり、業種については拡充を図っております。多種多様な事業者の参入機会になり得ると判断したものでございます。

なお、増設につきましては、従前のおり投下固定資本3,000万円以上、かつ新規常勤雇用者5人以上。

第4条ですが、奨励措置の内容を記載しております。2号に規定しております奨励金

助成金等の交付につきましては、改正前の条例では条例で規定しておりましたが、全部改正に伴い、規則で規定することとしました。改正前の条例は、条文の構成が複雑なため、事業者側において条例の捉え方にぶれが生じていたため、わかりやすい内容に改正したものでございます。

第5条でございますが、固定資産税の課税免除の内容を規定しております。免除期間につきましては、5年から3年間に短縮しています。短縮した理由につきましては、3条で説明したとおり、新設の場合の対象工場につきましてある程度の規模を必要とします。さらに、長期の課税免除の期間を必要としなくとも安定した経営を維持できるような事業者であれば、地域経済の発展に寄与することが可能であるとの判断でございます。

6条は、対象工場等の認定について規定しております。第3条に規定する奨励措置を受けるために、申請による対象工場等の認定を受ける必要がございます。

7条、8条、9条、10条は、奨励措置、7条は奨励措置の継承、8条は奨励措置の取り消し、9条は報告及び調査の規定、10条は任意の規定にしております。

先ほど申しましたけど市長が特に必要と認める業種、これは市として認めることが適切でない業種、例えばですけども、原子力や毒物などの技術的に取り扱いが困難なものとされております。増設の課税免除の考え方についても、新設と同様に長期の課税免除の期間を必要としなくとも安定した経営を維持できる事業者が地域経済の発展に寄与することが可能であると考えております。

以上、これが条例を全面改正したことが説明されております。

次に、その結果というんですか、企業の誘致状況と従業員というんですか、昭和41年から平成30年までなんですけども、従業員数が1,164人で、潟上市の市民が540名となっております。さらに、28年度、条例の改正後の雇用状況が従業員数が104と、潟上市の市民が51名となっております。こういうような工場等奨励条例の奨励を利用した企業での新たな雇員数が104、51人と。で、平成28年の、あっ、ここはいいですな。まあこういうことになっておりますし、細かい数字もありますんですけども、要するに平成28年以降の補助金としての5億円、3億5,560万1,000円ぐらいの補助金を出しております。

まあ以上の説明でございますけども、堀井議員の掘り下げた云々までは当委員会としてはちょっと浅かったと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 大谷委員長、どうも懇切丁寧に細に入り微に入り、しかもその条例の改正、ほぼ全文をですねご説明いただきまして、その条例の内容についての説明の部分はわかりました。で、まあ私は私の思いで申し上げましたので、それ以上は無理かなということで申し訳なく思っています。

ここで、これで終わりますけれども、要は、全国津々浦々どこの基礎的自治体も皆競ってですね、やはり産業の振興とか雇用の確保ということで、この種の条例をつくって、そして企業招致をし、そして地域の貢献を図る、税収を図ると。全体的なねパッケージとしてやってきたと。これはやはり平成の合併以来十四、五年続いてきたんですよ。で、4年前に大きな変化があり、そしてまた4年後にまた変わるというふうなことでありますから、行き着くところ、問題は地域の雇用の確保とか産業振興だとか経済確保、今まで以上にきちっとねキープ、確保するということが私は大事なことだと思うんです。併せて、やはりこれ改正したことによって以前よりはやはりその全体において効果上がったねと。むしろリスクを跳ね返したねというふうなことを、せめてまた二、三年後のこの場面でできるのであれば、そういうことをご披瀝いただければなというふうなことを感じております。幾らいいと思って条例に改正しても実効を上げなければ、いわゆる絵に描いた餅ということになりますから、それがやはり税収だとか地域経済、雇用の確保、全体にどっしりと悪い方に響いてくるということになりかねませんから、時代の変化とともにね難しい舵取りだと思いますが、委員長の報告よくわかりましたし、この議論を通して当局の市長以下もおりますので、どうぞひとつこれを我々その議会議員のですね思いにもあるということをお聞きしていただければありがたいということと同時に、どうぞひとつ、今後この結果、後顧の憂いの残らないような、企業誘致に関する政策、執行展開を望むというかお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 委員長、ご苦労様です。

議案第9号は水道事業の新たな給水場を、浄水場を設置するというに伴って、給水人口及び1日の最大給水量の規定を見直すと。この数字を見ますと3万2,000から2万5,700人くらいと。それから、給水量も1万2,013から1万1,500ということで、さきの条例上の数字と改定案について若干のこう、どんな感じでこのような積算をしながら出してあったのか。これを変えるということでしょうか、改正案の中の給水地域のことについても一部変更されておるということではですね、今までインフラ整備の中で水道事業というのは大変大切なわけですが、いまだにまだ、まあ一般質問にもありましたけれども、さっきの給水上水道が通っておらないところがあるわけですから、そういう意味ではこの辺の根拠をひとつご説明が当局からあったと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。

それから、この浄水場の取得される面積を教えてくださいということと、それから、平米単価についてもご報告あったと思いますので、それらについても説明をいただきたいということで、それから、立木補償、立木の補償ですが、これの積算の根拠、1立方メートルくらいで購入、補償するということにしたのか。どんな樹木なのか。その辺についての説明があった部分についてご報告いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 16番大谷委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） まず、水道条例の改正の提案理由でありますけれども、浄水場を新たに整備することに伴って、給水人口及び1日最大給水量の規定を見直すために条例の関係部分を改正すると。浄水場は老朽化した二田浄水等を廃止して施設の統合を行うための、新たに建設する浄水場でございます。浄水場を新たに整備するために水道事業の経営変更認可が必要となりますが、その際には新たな事業計画とし、今後、令和10年度の給水人口及び1日最大給水量が必要となるそうです。この新たな事業計画の給水人口及び1日最大給水量につきましては、既に算出しておるそうです。現条例で規定する内容とは異なりますが、整合性をとるため条例を廃止するものであります。これは参考資料にもあると思いますんですけども、3万2,710人を2万5,700人に、1日最大給水量1万2,013立米を1万1,500立米に改めるものだそうでございます。

いま一つ、新浄水場の用地面積として1万6,019㎡。

それから、立木補償なんですけども、どういうものかと言われたんですけども、そのところはちょっとお尋ねしませんでしたんですけども、補償費として1,887万3,000円

でございます。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） わかりました。それでね、この数字の3万2,710から2万5,700ということですから、この水道事業そのものは固定してしまうような印象があるわけで、どんな考えをもってるかっていうことについての委員会での審査はされませんでしたか。

○議長（西村 武） 大谷委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 残念ながら、そこまでの考え方までは記憶にございません。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可

決されました。

次に、陳情第1号、最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 1点だけお尋ね致します。

非正規雇用の賃金実態について、議論、討論ありましたでしょうか。

○議長（西村 武） 大谷委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 残念ながらありませんでした。

○議長（西村 武） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私は採択すべきだという立場から。

○議長（西村 武） この陳情を反対者の討論が先だけれども、おりますか。おらなければ、陳情に賛成する立場で討論許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私は、陳情第1号、最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情について、採択すべきという立場から討論致します。

報告では、最低賃金の引き上げは、企業サイドからすれば不利益が生ずるのではないかという意見もあったようです。しかし、今、若者が自立するためには月22万円から25万円必要と言われております。これは時給に換算しますと、時給1,500円となります。ところが秋田県では、秋田県を含む15県では、時給が790円です。これだと月額給料は11万円から14万円でございます。

陳情は、すべての働く人に人間らしい生活を保障するため最低賃金を大幅に引き上げること。2つ目、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく全国一律最賃制度を実現すること。そして3つ目は、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備するというところで、国にも求めています。労働者の健康で文化的な生活を営むためには、低賃金の実態を変えていかなければならず、この陳情は妥当であり、採択すべきだと思います。

以上で陳情採択の討論を終わりと致します。皆様のご判断を宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は陳情を採択することについて諮りますので、ひとつお間違えのならないようにしてください。この陳情を採択するための、それを諮ります。この陳情を採択することについて賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立少数です。したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定致しました。

ここで3時5分まで休憩します。暫時休憩します。

午後 2時56分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。2番戸田予算特別委員長。

【予算特別委員長の報告】

○予算特別委員長(戸田俊樹) 令和2年第1回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和2年3月9日、3月19日
2. 出席委員 鈴木壮二、菅原理恵子、瓜生 望、鈴木斌次郎、佐藤敏雄、
中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、堀井克見、
菅原秀雄、小林 悟、大谷貞廣、児玉春雄、西村 武、鑑 仁志、
戸田俊樹
3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長
4. 書記 議会事務局 石川保則さん。
5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました、議案第10号令和元年度潟上市一般会計補正予算(第8号)(案)についてから議案第27号、令和2年度潟上市下水道事業会計予算(案)についてまでを、先般3月9日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過

と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、児童福祉総務費と母子父子福祉費が大幅な減額になっているが、その内容について。

第2点として、ふるさと応援寄付金が1,879万6,000円を補正しているが、当初の予想と今回補正された額についての内容及びどのくらい人数があったのかについて。

第3点として、プレミアム付商品券事業は昨年鳴り物入りで出された事業だが、なぜこれだけ減額されなければいけないのかについて。

第4点として、天王市民センター（仮称）整備事業と天王こども園（仮称）の整備事業の金額が膨らんだのはなぜかについてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日19日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第10号から議案第27号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第10号から議案第27号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮り致します。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第10号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和元年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和元年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和元年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和元年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和2年度潟上市一般会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 議案第18号の令和2年度潟上市一般会計予算について、関する附帯決議をお願いしたいと思います。宜しくお取り計らい願います。

○議長（西村 武） それでは、ただいま附帯決議が提案されましたので、ここで暫時休

憩します。資料配付のためです。

午後 3時17分 休憩

.....

午後 3時19分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま10番佐藤義久議員から、議案第18号、令和2年度潟上市一般会計予算（案）についてに対する附帯決議案が提出されました。

この発議は2人以上の賛成者がおりますので、成立しております。

お諮りします。議案第18号、令和2年度潟上市一般会計予算（案）に対する附帯決議案を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定致しました。

追加日程第1、発議第2号、議案第18号「令和2年度潟上市一般会計予算（案）について」に対する附帯決議案を議題とします。

提出者の説明を求めます。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 発議第2号のただいま提出しました議案第18号について附帯決議について説明致します。

先ほども予算特別委員長からご報告ありましたように、第4点目として、天王市民センター（仮称）の整備事業と天王こども園（仮称）の整備事業の金額が膨らんだのはなぜかについての質問等々あったという報告がありました。私は、これに対して、まあ支障ない限りと申し上げてよろしいかと思いますが、実施設計書が完成されました段階で議会事務局とか控室に図書の補充閲覧・縦覧できるように、何日間か限定しても構いませんので備え付けていただきたいということでもあります。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これで提案理由の説明を終わります。

まず、暫時休憩します。

午後 3時22分 休憩

.....

午後 3時23分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいまの、提出者から施設の実施設設計書の縦覧を求めるという
ことの附帯決議案出されたんですけども、総務委員会に確かこの2つの件に何か資料提
出されたということをお聞きしましたけれども、それ以外の委員会には、総務委員会に
出されたこれに伴う追加のその何だ、説明書、その配付については、私それやはり全
員に配付願いたいと思いますけども、この実施設計書というのは、これ前回総務委員
会で提出された設計書なのかどうか。そこら辺ちょっとよくわからないので説明願いた
いと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 私も今のことは聞いていますが、聞いただけでございまして、私
が求める設計書というのは設計図面のことで、完成図といいますか、設計図面です。設
計図面としか言いようがないですな。設計図面を見られるようにしてほしいというこ
とです。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 私は、その総務委員会で提出されたその資料については全員配付
をお願いしたいんですけども、この実施設計計画書というのはこれあれですか、これ出
したことによって、例えばこれから例えば事業実施することによって、例えば入札等あ
ると思いますけども、そこら辺の部分に何ら影響とか及ぼさないものかどうか、そこら
辺ちょっとわかりませんので、そこら辺はどういうものなんでしょうか。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 先ほど申し上げたと思いますが、入札等、事業に支障のない日程
を選んで展示してほしいというお願いをしたつもりですが。話しましたよね。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 3時26分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど10番佐藤義久議員から実施設計等の提出というようなことのご要望がありまし
て、入札後であれば私の方から書面で市長に請求しますということで議会事務局の方に

何日か設置したいと、こういうことにしますので、ひとつご理解のほどお願いします。

そこで、佐藤議員からどうかひとつ発言を求めます。

○10番（佐藤義久） ただいま議長から説明がありましたので、所定の手続きを経なくてもいいような感じですので、私の動議は取り下げて、議長約束どおりやっただければありがたいです。

○議長（西村 武） それでは、皆さんにお諮り致します。ただいま佐藤義久議員から発議第2号の提出がありましたが、これを取り下げするということに対しまして賛成の者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 賛成多数で、この動議は取り下げとなりましたことを認めます。

以上をもちまして、この件につきましては終了します。

それでは、次に、議案第19号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長報告のと

おり可決されました。

次に、議案第21号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和2年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和2年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長報告のと

おり可決されました。

次に、議案第24号、令和2年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和2年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和2年度潟上市水道事業会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長報告のと

おり可決されました。

次に、議案第27号、令和2年度潟上市下水道事業会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

【日程第31、議案第29号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第31、議案第29号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）についてを議題とします。

議案第29号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、第1回潟上市議会定例会追加提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第29号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年3月19日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第9号）の1ページをお願い致します。

議案第29号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,530万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億969万6,000円とするものでございます。

3ページをお願い致します。

第2表繰越明許費補正について申し上げます。

10款1項教育総務費は、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業6,530万7,000円

でございます。

第3表地方債補正について申し上げます。

起債の目的の小学校整備事業は、限度額1億3,460万円に増額。中学校整備事業は、1,090万円を追加するものでございます。

5ページをお願い致します。

補正予算の内容は、文部科学省所管のGIGAスクール構想の実現に係る令和元年度国補正予算第1号の内示を受けて予算計上するものでございます。

14款2項5目教育費国庫補助金は、3,265万3,000円の追加で、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金でございます。

18款2項1目基金繰入金は、125万4,000円の追加で、財政調整基金でございます。

21款1項7目教育債は、3,140万円の追加で、小・中学校整備事業債（学校教育施設等整備事業債）でございます。

歳出予算について申し上げます。

10款1項2目事務局費は、6,530万7,000円の追加で、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業でございます。学校施設の情報通信ネットワーク環境を高速大容量通信に対応するため、設計委託及び整備工事を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 学校情報通信ネットワークの環境整備というふうなことなんですけれども、具体的にはどのような事業なのかというふうなことですね。それとあとは、今年度で全部この事業が終わるのか、来年度またあるのかというふうなところ伺いたいと思います。一見パソコンを準備するとか買うとかそういうふうなことのようにもちよっと思えるんですけれども、その環境整備というあたり、ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 藤原議員のご質問にお答え致します。

具体的にどのような事業かというご質問でございますが、このGIGAスクール構想と申しますのは、児童生徒一人1台端末、そして高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しまして、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させようとする事業でございます。ですので、義務教育段階の児童生徒一人1台端末の整備

を進めるというものでございます。

今年度、この今補正予算に計上させていただいたものは、この児童生徒一人1台端末を整備するためには、まず校内のネットワークを整備していないことには進まないということでございますので、まずは学校内のネットワーク環境を整備するための予算を計上させていただいたものでございます。今後、一人1台端末の整備ということもこの後進めていかななくてはならないこととなりますが、そのことについては今後対応してまいるということでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今説明をお聞きしましたけれども、そうすれば、今年度については一人1台の端末をやるためのネットワークの整備だけで、来年度以降にそのパソコンの購入とかというふうなことが進んでいくというふうなことで私解釈しました。それで、一人1台までやるとすれば、どれぐらいの年数というかね、まあ1年ですぐできるとは思わないんですけれども、そのことと、あとは、今回国庫補助が来ておりますが、そのパソコン買うにあたってですね国からの補助金は当然これつながりがあって、あるとは思いますが、そこら辺のこと。どれぐらいのパソコンの準備が必要なのか、そこら辺も含めて、まあ来年度以降になるとは思いますが、そこら辺のちょっと構想などをお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの藤原議員のご質問にお答えを致します。

今部長からも説明致しましたとおり、そして議員のおっしゃるとおり、今年度、今回の補正に関して言いますと、その一人一人の子どもたちにタブレットを持たせたい。でもそのためには今のネットワーク環境を強める必要がございますので、そのためのお願いでございます。設計をして、そして具体的には繰越明許ということで、工事については来年度にお願いする、進めていくこととなります。なろうかと思えます。そして、その先にタブレットの整備、一人一人の子どもたちが持つ端末についてでございますが、これは5年度、令和5年度までの国の財政措置がございます。その間にしっかりと今後の状況を見極めながら計画をもって整備をしていきたい。そのときには改めて議員の皆様がこの議会でお願いをしてまいりたいと、そういう計画でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 大体わかりましたけれども、令和5年度までの準備をするというふうなことで、まあ教師というかね、教員の方もその準備もしなければいけないので、用意周到すぐこう開始できるように準備をしていただけるよう要請しまして終わります。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） ちょっとお尋ねしますね。

今までの、2年から5年間でハードを準備するというので、さきに準備したハードについては、タブレットについては、それを利用していくと。で、2年、3年、4年、5年ですので、4年間で全部整備するというのですが、タブレット使ってる子どもさんとタブレットない子どもさん、まあその4年間の間で格差って言っていいのかわかりませんが、できますよね。それひとつソフト面でどういうふうな対応をしていくのかということをお聞きしたいのと、今までずっとハード準備してきましたけれども、パソコン、それぞれの小中学校に準備してきましたけれども、これは今後このハードはどうやって使い回しするか、あるいは廃棄するか、そのあたりはどういうふうになっていくか。特に1つ目質問について、その格差出ないように、あるいは格差最小に抑えるように、全部の子どもさんがすべからくこう同じような進み具合で進めるような例えば人員体制とか、あるいは教育のソフトの中身の問題とか、そのあたりどうしていくのかお尋ねします。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの中川議員のご質問、大きく2点あったかと思えます。その繰り返しになりますが、1点目についてお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど申しあげましたように、5年度までの国の財政措置があるまでの間にきちっと計画的に整備を進めていきたいという大きな骨太の基本方針は、まずございます。その上で、国の方では今回、小学校5年、6年、中1というような重点的な学年の例えば例としてお示しがあるんですけれども、そういったことで重点的にその学年に入れて、そのお子さんたちに学んでいただくというようなことがまずありますし、そのこれまで整備した中学校にはもう既にタブレットがございまして、それは公平にお使いいただいているということがありますので、小学校の方についても入ったタブレットについては当然学校にありますので、そういったことも計画の中で不公平感のないようにということには十分配慮して整備していきたいと思えます。

それから、それを指導する人員ということは指導する側のということだと思しますので、これについても既に計画的に教員の研修ということは、菅原理恵子議員の一般質問の際にもお答えをさせていただいたとおり、研修は進めますし、あるいは、この地の利を生かしたここでしかできない学びということが県・市との連携を生かしてできるということもありますので、そういったことを教師も、それから子どもたちも使い方については学びながらということで、使い方を学ぶというか、そこの先に、これはあくまでも手段で、子どもたちにどういった主体的な学びができるかというのはその内容ということも大事になってきますので、すべてその使い方、それからどういう学習をとということは今計画しているところでございますので、改めてまたハード、端末の整備のときにもご説明させていただく機会があろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） ありがとうございます。追加でちょっと質問ですけれども、これから5年生、6年生、中学校1年生中心に先行していろいろ準備していくということですが、ハード面についてですが、今までにあるタブレットも活用していくと。で、これから仕入れると。まだ足りない分は4年間かけて準備するということですが、トータルの予算はどれくらい見てますか。トータルの予算。令和5年までの。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまのご質問についてでございますが、まず国からそのタブレット、端末については1台4万5,000円の補助がございます。そういったことを有効に活用して、台数であったり、その学年であったりということは、今どういったことが我が市の場合適切かということは今検討中でございますので、また改めて、今はまずネットワークの整備をさせていただきたいということで、その先の入る学年等々、台数については、また改めてご提案させていただきたいと思っております。

○8番（中川光博） 3回目。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） ちょっぴりわかりました。ちょっぴりわかりましたんですが、もう一つ追加でお聞きしたいんですが、肝心かなめのソフトについて、ネットワーク環境は取り急ぎ今国からお金来るので、それまあ補正で繰り越ししてやっていくということなんですが、ソフトについてね、ハードも今のお話だとハードも5年までかかるという

ことですけれども、希望としては5年もかけないで、予算があればですよ、5年もかけないで準備する方法をまず是非考えていただきたいと。で、肝心かなめの中身、ソフトの方ですが、小学生あるいは中学生にどういうこの機器を利用してどういう教育を展開していく、今おっしゃいましたようにどういう教育を展開していくかという、これから検討していきますというふうなお話だったんですが、これいつ頃までしっかり検討して、そのソフト面のねことをいつころまで検討して我々に伝えてくださるのか。その2つについてちょっともう一度追加でお答えください。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの再質問にお答えを致します。

ソフト面ということで今のお話ですと、どういった子どもたちに学習のカリキュラムといますか、どういった学習を展開していくかということになるかと思えます。それについては既に今検討しております。

○8番（中川光博） いつ頃までそれを我々に示して。

○教育長（工藤素子） これについては、次にまた予算をお願いするときにしっかりとご説明をさせていただくこととしたいと思えます。で、2年度中に、このタブレットを、端末を入れるということをお願いするとなると、令和2年度中の議会でまたお願いすることになるかと思えますので、その際は宜しくお願ひしたいと思えます。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

【日程第32、選挙第1号 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長（西村 武） 日程第32、選挙第1号、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙

についてを議題と致します。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名で推選したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定致しました。

お諮りします。議長において指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認め、議長において指名することに決定致しました。

男鹿地区消防一部事務組合議会議員には、10番佐藤義久議員を指名致します。

お諮りします。ただいま議長において指名致しました佐藤義久議員を、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認め、ただいま指名致しました佐藤義久議員が男鹿地区消防一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました佐藤議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を致します。誠におめでとうございます。

以上で本定例会に付議されました案件はすべて議了致しましたので、ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長(藤原一成) 令和2年度の予算(案)含め、すべてにわたってご可決賜りまして誠にありがとうございます。様々なご指摘、それからご意見等があったやに承知しております。真摯に受け止めて、着実に実行してまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症対策について、日本全国が、というよりは全世界が今、ものすごい状況になっているということがあります。で、私ども何度も対策会議は開いておるわけですが、また我々がこの先、学校等あるいは我々が持つてる施設等の事柄につきましても、またご支援、ご指導、ご協力いただければと思います。しっかりと国から示されたこと等に従って、我々このコロナウイルス対策やってまいりますし、国からの基準があった場合においても、我々としてどうするか、潟上市としてどうするかということをごきっちり自分たちで考えて実行してまいりたいと思います。

新年度を迎えて春めいてまいりました。何かと慌ただしい毎日かと存じます。議員各位におかれましては、健康にご留意されまして、また次回にご指導を賜ることをお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして、令和2年第1回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうもご苦勞様でございました。

午後 4時11分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 児 玉 春 雄

〃 署名議員 鈴 木 壮 二